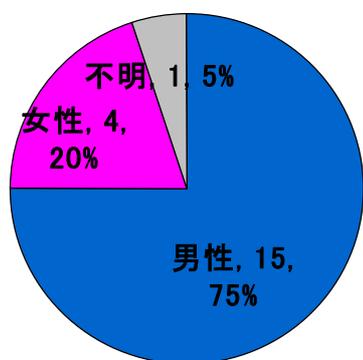


【パブリックコメント・実施概要】

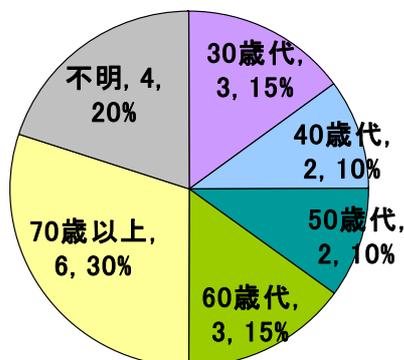
回答：20名

内訳

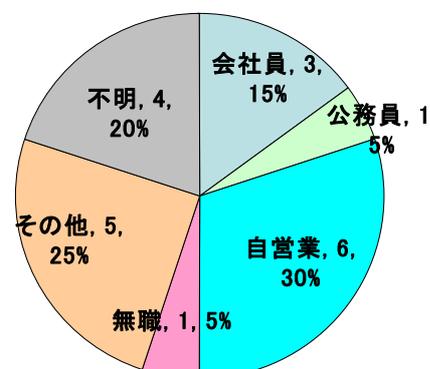
(性別) 回答者の内、「男性」が75%
(年齢別) 回答者の内、「70歳代」が30%、次いで「60歳代」と「30歳代」が15%
(職業別) 回答者の内、自営業が30%



■ 男性 ■ 女性 ■ 不明



■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代
■ 60歳代 ■ 70歳以上 ■ 不明



■ 会社員 ■ 公務員 ■ 自営業
■ 無職 ■ その他 ■ 不明

【提出された意見の概要と協議会の考え方】

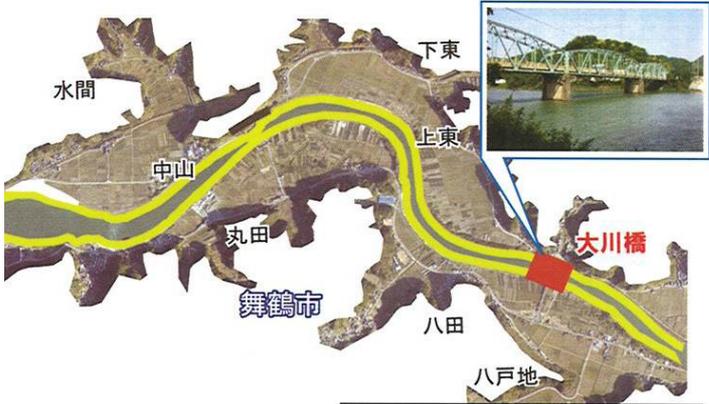
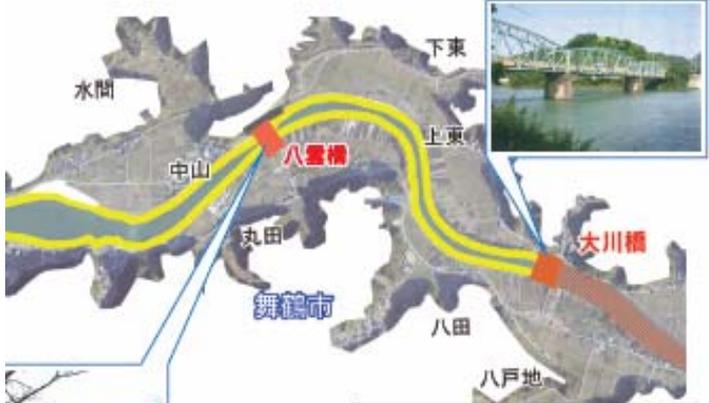
由良川下流水面利用調整協議会

1. 現状対応

分類	ご意見の内容（要旨）	ご意見に対する協議会の考え方
1. ルールに賛成	<p>○ルールづくり（案）に賛成。</p> <p>○水上バイクの水面利用について、早く規制及びルールづくりをする。</p>	<p>「由良川水面利用ルール（案）」は、「由良川下流水面利用調整協議会（国、府、市、地域）」でルールを検討したものであり、パブリックコメント後、協議会で審議しルールを制定していきたいと考えております</p> <p>また、「由良川下流水面利用調整協議会」で検討したルールですので、ルール制定後は、検討に携わった各関係者を中心に広報、啓発活動を実施し、みなさんに守ってもらえるルールとなるように取り組んでいきます。</p>
2. ルールの程度について（もっと厳しく）	<p>○由良川下流域のマリーナ等に配慮したルールに思える。</p> <p>○「備え付けましょう」とか「やめましょう」という表現は少し柔らか過ぎる気がする。「備え付けなければなりません」や「利用はできません」とすべきでは。</p>	<p>今回のルールは、ソフトロー（自主規制）を目指したものであり、利用者の方々に水面利用について認識していただく機会と捉えています。そのため、適正な水面利用について自主的行動をお願いした表現とさせていただきます。</p>
3. 規制時間	<p>○「朝 8 時以降」としているのは非常に良い。夏の日の出時間は旅館や民宿では客がまだ夢の中の時間だから。</p> <p>○日没迄とされているが 1 時間前より延縄網を仕掛ける為、日没 1 時間前に。</p>	<p>日没の時間は年間を通じて変動するものであり、さらにその 1 時間前ということルールに明文化することは、利用者の混乱をきたすことが懸念されます。よって、本ルール表現で進めたいと考えております。</p>
4. 規制範囲※（修正対応分を後編に提示）	<p>○遊走区域は八雲橋から上流は通過のみとし、八雲橋から下流の十分に川幅があるエリアでの設定を望む。</p>	<p>現状の利用は大川橋から下流でおこなわれており、ソフトロー（自主規制）となっていることから「大川橋」を境とさせていただきました。</p> <p>川幅の狭い箇所では岸より 50m の規制を掲げることにより、自主的に通過することのみになります。</p>

5.水面利用ごとの区域設定	<p>○利用者はウィンドサーフィン、カイト、水上バイクと種々あるが比較的マナーの良いグループについては乗入れ場所、プレーする領域を決め、開放すべき。但し、責任者を決め登録制にしては。</p>	<p>特定の利用者に特定エリアの使用を認めることになるため、困難と考えます。</p>
6.騒音	<p>○改造をしなければ騒音は先ず出ない。「ノーマル艇以外航行禁止」と大きく書くべき。</p> <p>○騒音もレベルをある程度指示した方が具体的で良いのでは。(主観による判断が大きいと思うので)</p>	<p>「6.改造の禁止」「9.騒音防止」について書かれています。</p> <p>騒音のレベルにつきましても、どこを基準に測定するかで騒音レベルが異なるなど、数値化が非常に困難です。また今回のルールはソフトロー(自主規制)であることから、厳格な規制を行う性格のルール化ではないことについて、ご理解いただければ幸いです。</p>
7.駐車対策	<p>○迷惑駐車等は罰則を設けた方が良いのでは。駐車ゾーンは確保されているのか。</p> <p>○駐車場が無いのが不便。川岸に置いても良いようにも考えてあげて欲しい。</p>	<p>迷惑駐車等の罰則は、道路交通法等の問題となり本協議会で審議できる事項ではありませんが、駐車場等の要望があったことを関係機関で情報を共有しておきます。</p>

2. 修正対応

分類	ご意見の内容（要旨）	ご意見に対する協議会の考え方
4. 規制範囲※	<p>・ルール2の記述と下図の黄色線の表示が違う。</p>	<p>大川橋より上流側にも黄色のラインが入っておいりました。大川橋より上流側は表現方法を変え訂正させていただきます。</p>
	<p>パブリックコメント時の遊走制限区域図</p>	 <p>凡例：遊走制限区域（ルール適用範囲） — : 川岸より50mの進入制限エリア ■ : 市境界</p>
	<p>パブリックコメント後（修正後）の遊走制限区域図</p>	 <p>凡例：遊走制限区域（ルール適用範囲） — : 川岸より50mの進入制限エリア ■ : 市境界</p>